

協同組合に対する法人税等の税率

Q 東京都内にある事業協同組合です。本年も決算期を迎え、決算終了後において法人税及び地方税の税務申告を行なうこととなりますが、その税額の計算に当たり、適用される法人税・事業税・住民税の税率についてご教示下さい。

A 平成11年度の税制改正において、協同組合に対する法人税及び事業税の税率の引下げが行なわれ、その後においては、協同組合に対する税率の改正はない。法人税の税率は全国一律であるが、地方税たる事業税と住民税については、都道府県及び市町村により相違がある。ここでは、東京都23区（特別区）内に事務所をもつ協同組合等（特別法人）に適用される事業税及び住民税の税率を表示する。特別区外の都下市町村は、特別区の住民税を東京都分と市町村分に区分して、申告納付しなければならない。

< 法人税率 >

適用区分	税率
協同組合等の特別税率	22.0%

< 事業税率 >

所得区分	適用区分	税率
年所得2,500万円以下	年所得400万円以下の部分	5.0%
	年所得400万円超の部分	6.6%
	軽減税率不適用法人(注1)	6.6%
年所得2,500万円超	年所得400万円以下の部分	5.25%
	年所得400万円超の部分	6.93%
	軽減税率不適用法人(注1)	6.93%

(注1) 軽減税率不適用法人とは、事業年度の末日において、3以上の都道府県に事務所を設けている法人で、資本金額が1,000万円以上の法人をいう。

<都民税法人税割税率>

適用区分	税 率
一般税率	20.7%
不均一課税法人(注2)	17.3%

(注2) 不均一課税法人とは、資本の金額が1億円以下で、かつ法人税額が1,000万円以下の法人をいう。

<都民税均等割額>

資本等の金額	特別区内の従業員数	均等割額(千円)
50億円超	50人超	3,800
	50人以下	1,210
10億円超 50億円以下	50人超	2,290
	50人以下	950
1億円超 10億円以下	50人超	530
	50人以下	290
1千万円超 1億円以下	50人超	200
	50人以下	180
1千万円以下	50人超	140
	50人以下	70

